



令和6年8月20日

令和6年7月の大雨被害対策資金 『山形県農林漁業天災対策資金』の取扱開始について

令和6年7月の大雨災害により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
鶴岡信用金庫（理事長 佐藤 祐司）は、令和6年7月の大雨により、水稲、大豆、野菜、果樹等の浸水・冠水等により大きな被害に係る「山形県農林漁業天災対策資金」の取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせいたします。

本商品は、令和6年7月の大雨で水稲、大豆、野菜、果樹等の浸水・冠水等の発生により農作物の減収等の被害を受けた農業者等に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金を融資することで農業者の生産活動の維持を図ることを目的に山形県で制定した商品です。

記

- 商品名
「山形県農林漁業天災対策資金」
- 取扱開始日
令和6年8月20日～令和7年3月31日
- 商品概要

項目	内容
1. 商品名	山形県農林漁業天災対策資金
2. 融資対象者	○被害農業者、被害林業者又は被害漁業者 農林漁業を主な業務とする者（年間総所得の5割以上を農林水産業所得に依存している者）で、次のいずれかの被害がある旨の市町村長の認定を受けた者 ① 農作物等の減収量が30%以上、かつ減収による損失額が平年農業等総収入の10%以上 ② 果樹等の樹体被害による損失率が被害時価額の30%以上 ③ 林産物の損失額が平年林業総収入の10%以上 ④ 樹苗育成施設等の損失額が被害時価額の50%以上 ⑤ 魚介類、海藻類の損失額が平年漁業総収入の10%以上 ⑥ 漁船・漁具等の損失額が被害時価額の50%以上被害農業者農業を主な業務とする者（年間総所得の5割以上を農業所得が占める者）で、次の被害がある旨の市町村長の認定を受けた者

3. 資金使途	①種苗、肥料、薬剤、漁具等購入費等の運転資金 ②ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用
4. 融資金額	①果樹栽培者（果樹収入が5割以上） 500万円(法人2, 500万円)又は損失額の55%のいずれか低い額 ②一般農業者（果樹収入が5割未満） 200万円(法人2, 000万円)又は損失額の45%のいずれか低い額 ③一般漁業者 200万円(法人2, 000万円)又は損失額の50%のいずれか低い額
5. 融資期間	被害程度により3年～6年以内（据置期間なし）
6. 貸付形式	証書貸付
7. 返済方法	毎月元金均等返済
8. 融資利率	無利子（県・市町村による利子補給後の貸付利率）
9. 融資枠	山形県の融資枠は2億円
10. その他	ご融資のお申込に際しては当金庫所定の審査がございます 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください

■本件に関するお問い合わせ先・ご照会先

鶴岡信用金庫融資部 担当：上林

TEL：0235-22-2598

以 上

つなぐ力で100年幸せな街づくり

鶴岡信用金庫 総合企画部 広報課 <https://www.tsuruoka-sk.jp/>

〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号 TEL 0235-22-0059